

広島県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年二月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉川大多田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
東広島市八本松町吉川五六三二番一地从先から 東広島市吉川工業団地五六九九番地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	幅員減少 不用物件延長 一八三・六〇 メートル
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	
	一七・四〇 三・六〇	一七・四〇 三・四〇	
	二六七・〇〇	二六七・〇〇	